

## 凡 例

- (1) 本報告書で用いた年次は、特記しない限り暦年（1～12月）である。
- (2) 「国」という表現には「地域」を含む場合がある。
- (3) 本報告書では、特記しない限り原則として、各国・地域を以下のように分類している。
- ・ **先進国**：OECD加盟(30か国)（アイスランド、アイルランド、アメリカ、英国、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、スロバキア、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ルクセンブルク）
  - ・ **途上国**：非OECD加盟国。
- (4) 通貨価値の増（減）価率は、IMF方式（1ドル当たりの自国通貨表示を（比較年時－基準年時）/比較年時で計算したもの）によっている。
- (5) 本報告書における為替レートの換算については、ブルームバーグによる09年11月13日時点の為替レートを使用している。

※本報告は、原則として11月13日までに入手したデータに基づいている。